

2 竜王町コミュニティ助成事業補助金

(1) コミュニティ助成事業

■事業の内容

一般財団法人自治総合センターが住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備等に対して助成します。

■事業主体

自治会（町が認めるコミュニティ組織）



■交付の要件

事業実施年度の前年度に一般財団法人自治総合センターに助成申請書を提出し、採択された場合のみ交付します。

※コミュニティセンター助成事業については、建設の決定が住民の総意であること、抵当権等の権利が付着していないこと、認可地縁団体であることが要件となります。

■補助対象経費

区分	補助対象	補助率	補助限度額
一般コミュニティ助成事業	備品 例…アンプセット、テント、テレビ、机他	事業費の10/10	250万円 ・事業費100万円以上のものに対し、10万円単位で交付
コミュニティセンター助成事業	自治会館の新築、大規模修繕	3/5以内	2000万円 ・10万円単位で交付

■補助金申請受付・交付時期

受付時期	事業実施年度の <u>前年度</u> 9月上旬まで
交付時期	事業完了後

※受付時期は、県から助成事業の実施について、案内がありましたら改めて通知します。

■申請等に必要書類

交付申請	実績報告
①申請書 ②事業実施主体規約 ③事業実施主体の事業計画書および予算書 ④見積書 ⑤事業内容に関する資料（カタログ、計画図面等） ⑥資金積立計画資料、総会の議事録（コミュニティセンター助成事業のみ）	実績報告に必要な書類については、申請自治会に案内します。

■備考

県内の各市町から申請があり、その中で補助される団体が決定されるため、補助金を交付できない可能性があります。

(2) 地域防災組織育成助成事業

■事業の内容

自主防災組織等が行う地域の防災活動に必要な施設又は設備の整備に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。ただし、建築物及び消耗品は対象外となります。

■事業主体

自治会

■交付の要件

事業実施年度の前年度に一般財団法人自治総合センターに助成申請書を提出し、採択された場合のみ交付します。

■補助対象経費

防災用資機材の整備に要する経費

■補助金の額

補助率	事業費の10/10
補助限度額	限度額200万円（10万円単位で交付。事業費30万円以上のもの）

■補助金申請受付・交付時期受付時期

受付時期	事業実施年度の <u>前年度</u> 9月上旬まで
交付時期	事業完了後

※受付時期は、県から助成事業の実施について、案内がありましたら改めて通知します。

■申請等に必要書類

交付申請	実績報告
①申請書 ②自主防災組織の設立が確認できる書類（規約） ③自主防災組織の最近の事業計画書及び収支予算 ④見積書の写し ⑤商品説明書類（カタログ、パンフレット等）	①請求書の写し ②領収書の写し ③管理運営規定及び備品台帳 ④補助内容のわかる写真 （すべての備品に宝くじのシール添付） ⑤振込口座の通帳写し

■備考（その他）

県内の各市町から申請があり、その中で補助される団体が決定されるため、補助金を交付できない可能性があります。

■担当課（問い合わせ先）

未来創造課 電話番号 0748-58-3701 FAX番号 0748-58-1388

メールアドレス info@town.ryuoh.shiga.jp